大阪府政策マーケティング・リサーチ結果について（おおさかQネット）

資料４－１

調査目的：障害者差別解消法が施行された平成28年度以降毎年度、啓発活動の効果検証を行うため、府民に対する意識調査を実施。

サンプル数：1,000名に基づく性・年代・居住地（４地域）の割合で割り付けた15歳以上の大阪府民

　　　　　　※回答者は、民間調査会社のインターネットユーザーであり、回答者の構成は無作為抽出サンプルのように「府民全体の縮図」ではない。そのため、アンケート調査結果は、無作為抽出による世論調査のように「調査時点での府民全体の状況」を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる。ただし、性別、年齢、地域に関しては、直近の国勢調査の大阪府の構成比に合わせている。

問１　平成28年４月に障害者差別解消法が施行され、「不当な差別的取扱い」　及び「合理的配慮の不提供」を差別と規定し、行政機関及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取組みを求めています。あなたは、障害者差別解消法を知っていますか。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | H29.3 | H30.3 | H31.3 |
| １　法の内容を含め知っている | 5.3％ | 6.2％ | 5.7％ |
| ２　法の内容は知らないが、法があることは知っている | 26.6％ | 37.7％ | 37.0％ |
| ３　知らない | 68.1％ | 56.1％ | 57.3％ |
| 計 | 100％ | 100％ | 100％ |

問２　障がいのある人が、ない人と同じように生活できるようにするためには、例えば、段差がある場合に、車いすの方にキャスター上げの補助をする、筆談、読み上げ等で情報を提供したりするなどの様々な配慮や工夫（合理的配慮）が必要です。あなたは、過大な負担となる場合を除き、例のような配慮や工夫を行わないことは、「障がいを理由とする差別」にあたると思いますか。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | H29.3 | H30.3 | H31.3 |
| 差別に当たると思う | 10.7％ | 10.4％ | 11.6％ |
| どちらかといえば、差別に当たると思う | 32.0％ | 30.4％ | 29.7％ |
| どちらかといえば、差別に当たると思わない | 18.2％ | 8.0％ | 17.8％ |
| 差別に当たるとは思わない | 13.0％ | 11.2％ | 14.9％ |
| どちらともいえない | 26.1％ | 40.0％ | 26.0％ |
| 計 | 100％ | 100％ | 100％ |